

中国文化センター会場貸出協議書

中日両国の文化交流促進のため、中国文化センター（以下「甲」という）と
_____（以下「乙」という）は、甲の所有する
施設を乙が利用することについて、双方友好的な協議により、次の通り本協議を締結する。

第一条

利用施設所在地と利用期間

- 一、乙の利用する施設は、中国文化センター（住所：東京都港区虎ノ門 3-5-1 37 森ビル 1 階）とする。
- 二、利用期間は、20 年 月 日 から 20 年 月 日 10:30～17:30。以上、搬入展示・搬出撤去作業を含む時間とする。
- 三、甲は上述期間中、乙に無料で上記施設の利用を提供するものとする。
- 四、甲は中国政府が東京に設立した総合的に中国文化を紹介するプラットフォームであり、乙が開催する展示期間中、甲は施設内にて他の仕事・と活動を展開する権利を有する。例えば映画放映、講演会、教室等の各種活動。
- 五、乙の施設にて重要活動を開催する時、上記の使用予定時間と重なる場合は、該重要活動を優先とする。乙は可能な範囲内にて活動時間を調整する義務がある。

第二条

展示品の品質保証

中国の優秀な文化を紹介することは甲乙双方の共同目的であり、その為、乙は高レベルの展示項目を選択する必要がある。また作品の表装、額縁、キャプション等の展示関連一環は高品質を保証するものとする。

第三条

内容審査と協議書締結

- 一、甲は中日両国の友好交流並びに文化交流の促進を目的とした文化機関であり、甲は同様の目的を持った者に施設の利用を提供するものとする。
- 二、乙は会場を利用する 100 日前までに、甲に中国文化センター会場使用申請表（付属書類 1 参照）及び乙の作成する企画書を提出するものとする。
- 三、甲は乙の記入した中国文化センター会場使用申請表（付属書類 1 参照）及び乙の作成する企画書の内容に基づき利用資格審査を行い、批准を得た後、甲乙双方は本会場貸出協議書に署名をするものとする。

第四条

開館時間と施設仕様

- 一、開館時間は 10:30 から 17:30 とし、休館日は土日及び日本国の祝日とする。

二、施設仕様は付属書類3「中国文化センター平面図」を参照。

第五条

施設利用保証金及び支払条件と期限

一、本協議書第一条に定める通り、甲は施設を無料で乙に提供すること。乙は使用にあたり事前に甲に施設利用保証金（以下「保証金」という）10万円を支払うものとする。

二、支払い条件と期限

乙は本協議書締結後一週間以内に保証金を甲に直接現金にて支払うものとする。

第六条

保証金の期限

一、乙が第四条の二項に定める期限内に保証金を支払わなかった場合、甲は乙がキャンセルしたものとみなし、契約の解除告知をするものとする。

二、乙が本協議書で定める施設利用開始日から30日前にキャンセルを申し出た場合、甲は乙に保証金の半額を還付するものとし、また本協議書で定める施設利用開始日30日以内の場合は保証金の還付をしないものとする。

第七条

展示品と設備の搬入搬出と原状の回復

一、展示品と設備の搬入搬出作業は、第三条の一項で定める開館時間内に、甲の職員の立ち会いのもと行なうものとする。

二、乙は搬出時に施設・備品・設備を原状に回復する責任を負うものとする。

第八条

会場使用について

一、展示作業前、必ず甲の職員・担当者より施設使用説明を受けるものとする。ご不明な点は、甲の事務室にお問い合わせください。

二、乙の使用期間中は、会場カウンターの当番を常駐し、会場の管理及び運営を行う責任を負うものとする。

三、会場の設備（背景ボードを含む）は甲の施設の一部であり、移動または取り除いてはならないものとする。

四、壁面には、釘の打ち込み、粘着テープ、粘着物など破損の原因になるものの使用はしないものとする。背景板においても破損しない固定方式とする。

五、森ビルの規定に基づき、正面のガラス窓に大型ポスターを張らないものとする。ポスターのサイズは60cm×90cm以内とする。ポスターを固定する場合、剥がせるテープを使用し、全面的にポスターを貼りつけることを禁止する。撤去時は、乙自らポスターを剥がし、ガラスドアのテープを綺麗に除去するものとする。

六、甲は展示品の展示作業と撤去作業を行うものとし、展示品の臨時保管、各種雑務と郵送業務は行わず、乙は各自展示品を持ち帰り保管するものとする。開幕式、揮毫等の各種活動については甲の職員指導のもと、自ら施設の展示を行い、また活

動終了後は速やかに原状に回復する責任を負うものとする。

- 七、 乙が施設利用期間内に、甲の原因ではない火災・盗難・作品の汚損、破損等による乙の損害について甲はその一切の責任を負わないものとする。
- 八、 展示にて発生したゴミ・廃棄物は、乙が責任を持って処理し、大型ゴミは回収の手続きをし、自ら処理費用の負担を負うものとする。
- 九、 会場の開閉は甲が行うものとし、乙に鍵の貸与はしないものとする。

第九条

設備・備品の貸出

甲は必要に応じて関連設備及び備品を無料で乙に貸出すものとし、乙がその設備・備品の使用中に破損・汚損・紛失した場合、乙はそれを修復またはそれと同等のものを賠償するものとする。乙が修復または物の賠償が出来ない場合、甲は相当額の弁償費用を保証金から差し引くものとする。不足額が発生した場合は、甲は乙にその費用を別途請求し、乙はそれに従い支払いを行う義務を有するものとする。

甲が無料で乙に提供できる設備・備品：

付属書類2「中国文化センター提供設備・工具リスト」及び「額縁リスト」を参照

第十条

保証金の返還

乙が規定の期間内にて順調に活動を開催し、また異常なしであることの確認がとれた場合、甲は乙の施設利用期間終了後一週間以内に乙が支払ったその保証金を返還するものとする。しかし、乙の原因で本協議各条項に定める問題が発生した場合、あるいは遵守しなかった場合、甲は相応の損失を乙に請求する権利を有し、保証金の全額及び一部を損害賠償として乙に返還しないものとする。

第十一条

甲は乙の展示作品に対して、対外宣伝、報道の権利、また関連する著作権を有するものとする。

第十二条

禁止事項

- 一、 第三者への転貸或いは甲が無料で提供した会場、設備、備品の転借は禁ずるものとする。
- 二、 乙は営利目的で甲の施設を使用してはならず、また会場での販売活動を禁ずるものとする。
- 三、 会場内の常設施設、設備を無断にて移動することを禁ずるものとする。

第十三条

契約実行の責任

- 一、 未サイン協議書または未完成の申請手続きによる損失は、乙自ら責任を負うものとする。
- 二、 展示会の準備期間においては、滞りなく連携をとるものとする。滞った連絡による損失は乙が自ら責任を負うものとする。

三、甲・乙双方は厳格に本協議書に基づいて義務を遂行するものとする。もし一方が未遂行または未完全に遂行した場合は、法律に基づき守った側に対して責任を負うものとする。

第十四条

契約の解除

乙が使用目的と異なる活動を行った場合、もしくは本協議書並びに中国文化センター会場使用申請書の記載内容を遵守しなかった場合、甲は使用の中止及び本契約解除並びに速やかにその通告を乙に行う権利を有するものとする。またそれが引き起こした甲の損失に対して、甲は相応の損失を乙に請求する権利を有し、また甲はそれによる乙の損失に一切の責任を負わないものとする。

第十五条

不可抗力

地震、津波またはその他の不可抗力によって会場使用が困難になった場合、不可抗力に遭った一方は速やかにもう一方に対して発生した不可抗力の状況を書面にてお知らせし、有効な措置を採取し、損失の拡大を防止するものとする。

甲は乙が支払った保証金を直ちに返却するものとする。しかし、これによる催事中止に伴う損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第十六条

協議事項

本協議書に記載のない事項または、本協議書に関し生じた疑義については、その都度甲・乙は協議の上決定するものとする。

第十七条

協議書の保管と効力の発生

一、本協議書成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々その一通を保有するものとする。

二、本協議書は甲・乙双方が署名をした時点より効力が発生するものとする。

甲：

乙：

年 月 日

年 月 日